

御禮相濟候積未明ヨリ御禮始リ候ト被存候、

〔筆のすさび〕一月蝕○中丙午六年天明元日の日蝕皆既は日色茶色に見えて薄暮のごとく雀など棲宿せり寛保二年壬戌五月日蝕は白晝烏黒にして星宿爛々たりさながら夜のごとくなりしと云ひ傳ふ天學家も日行至りて高く月行至りて低き時は暗きことは甚だしかるべしされど星の見えしはいかりありしにかといひし、

〔大江俊矩公私雜日記〕文化十二年六月一日乙卯日食也曆面云一分うの七刻上の左よりかけは方の二刻左の御殿裏寅半刻但依刻云夜催俊常參勤撤却常顯參勤當日參賀依蝕被停如例不及參賀十四年四月一日甲戌當日參賀依日蝕被停之仍不參中宮陽明等日蝕也曆面云申八刻下ノ左ヨリ缺始酉三刻左ノ下ニ甚西ノ上ニ終御殿裏未半刻俊常參勤、

### 一洞中御殿裏申刻常顯參勤、

一御殿裏撤却酉半刻過予參勤出納職寅以下酉半刻出仕予參勤之上尋時刻處酉半二刻過之由故卽屆議奏卿尋撤却之儀處當番豊岡前宰相面會酉半二刻過之間最早勝手撤却可然由被示且被示曰先刻常御殿々々裏之節東面不及其儀哉被尋故相伺之處御殿裏之事故不因時刻之早晚如例東南二面共奉仕可然旨御沙汰也向後以此定各其覺悟可然猶申合可置由被示也此儀不審也予未覺悟有差略於清涼殿者依時刻令差略事每度有例常御殿未知有差略上膳之間不得其意可慥事歟令開平唐門後仰出納令撤御殿西面筵道此日依夕景之儀事終由申屆議奏卿戌刻計令退出了仰退出出納令閉平唐門於常御殿者任例不及撤却、

〔拾遺和歌集雜體〕日蝕の時太皇太后宮より一品のみこの許につかはしける、

あふことのかくてやつるにやみの夜のおもひもいでぬ人のためには

〔日本紀略十條〕長保四年九月六日戊戌今夜日月薄蝕終夜流星八日庚子左大臣道長以下參